

厚岸町規則第16号

厚岸町きのこ菌床センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町きのこ菌床センター条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町きのこ菌床センター条例施行規則（平成8年厚岸町規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 きのこ菌床を購入することができる者は、町内に住所を有し、町内できのこ生産を行う者のみとする。ただし、町ときのこ菌床生産等に関する協定書等を締結している者にあつてはこの限りでない。

別表中「フィルター方式

1 菌床当たり 118.8円」を

「フィルター方式

1 町内生産者 1 菌床当たり118.8円

2 第6条第2項ただし書の規定によるもの 1 菌床当たり135.3円」に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。